

荷扱場ご利用についての重要なお知らせ

展示室利用者様各位

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より東京都産業貿易センター浜松町館をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

昨今各日の展示室のご利用者が増え、それに伴い搬出入の車両も増加している中、
入車証を持たない搬出入車両が見受けられます。

各利用者様限られた時間内での搬出入を目指す上で、入車証を持たない車両が荷扱場に
来た場合、ご利用者様への確認などに時間がかかり、後続の搬出入車が入れなくなるなど
スムーズな搬出入および安全面に支障をきたす事態になっております。

上記観点から入車証を持たない搬出入車が来た場合、荷扱場への進入をお断りして
いく事を徹底いたしますので、搬出入関係者（出展者、装飾業者など）にご周知ください。

入車証の運用方法としては、以下の2通りのみとなります。

- ①入車証を分割発行、事前に搬出入車両に渡し、入車時に提示する方法
(入車証の最短発行時間は1時間)
- ②荷扱場に担当者を置き、自分たちの搬入車両が来たら入車証を渡し、
出ていくときに再度担当者が入車証を回収して、レーンを効率的に活用

* 搬出入関係者にご周知いただきたい事

- ①入車証の入出時刻は厳守してください。荷扱場付近およびビル周りにおける
時間前の長時間待機は固くお断りします。
- ②荷捌き終了後は直ちに在庫をお願いします。（駐車場ではございません）
- ③入車証は、原本以外ご利用出来ません。（コピー、スマホ画面提示不可）
- ④荷扱場外部（路上駐車、近隣駐車場など）から台車での搬出入は禁止です。
- ⑤荷扱場への右折進入は禁止です。海岸通りからの左折進入を、ご周知下さい。

スムーズな搬出入の相談につきましては、各催事担当職員が荷扱場調整結果を
お知らせした後にフォローさせていただきますので、よろしく願いいたします。

東京都立産業貿易センター浜松町館
運営管理